

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【公開番号】特開2019-75644(P2019-75644A)

【公開日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2019-018

【出願番号】特願2017-199095(P2017-199095)

【国際特許分類】

H 01 Q 13/08 (2006.01)

H 01 Q 1/22 (2006.01)

【F I】

H 01 Q 13/08

H 01 Q 1/22 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月13日(2020.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板状の放射素子を有するアンテナ本体部と、

前記アンテナ本体部の周縁の外側に、壁面が前記放射素子の中心と給電点とを結ぶ線と交差するように設けられた金属壁部と、

前記アンテナ本体部及び前記金属壁部を収容する収容空間を画成する筐体と、

を備え、

前記筐体は、底面から前記収容空間に向けて突出し、前記アンテナ本体部を載置する突起部を有する、

パッチアンテナ。

【請求項2】

前記金属壁部は、前記放射素子より放射方向に突出している、

請求項1に記載のパッチアンテナ。

【請求項3】

前記金属壁部は、地板と電気的に非導通状態に設置されている、

請求項1又は2に記載のパッチアンテナ。

【請求項4】

屈曲形状の金属によって基底部と前記金属壁部とが形成された金属部、

を更に備え、

前記基底部は、前記突起部を挿通する挿通孔を有し、

前記アンテナ本体部は、前記地板を有し、

前記挿通孔に挿通された前記突起部に前記アンテナ本体部が載置されることによる前記基底部と前記地板との間の間隔によって前記金属部が前記地板と電気的に非導通状態に設置された、

請求項3に記載のパッチアンテナ。

【請求項5】

前記金属壁部は、前記放射素子を挟んだ両側に配置されて設けられており、

前記金属部は、中央部分を前記基底部、一端側および他端側を前記金属壁部とした屈曲

形状を有する、

請求項 4 に記載のパッチアンテナ。

【請求項 6】

前記金属壁部は、金属薄膜として構成されてなる、

請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載のパッチアンテナ。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載のパッチアンテナを具備する車載用アンテナ装置であつて、

車両の所定位置に所定向きに設置される筐体と、

前記筐体が前記所定位置に前記所定向きに設置されたときに、前記パッチアンテナが垂直偏波用となるように前記パッチアンテナを支持する支持部と、

を具備する車載用アンテナ装置。